

◇◆◇ 毎月勤労統計調査地方調査について ◇◆◇

1 調査の目的

毎月勤労統計調査は、賃金・労働時間・雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的として、厚生労働省が都道府県を通して実施する、統計法に基づく基幹統計です。

このうち、福井県における毎月の変動を毎月勤労統計調査地方調査として集計公表しています。

2 調査の対象

この調査は日本産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）に属し、常用労働者を5人以上雇用している、民営・公営のうち、厚生労働大臣の指定する事業所（福井県内では約550）が対象となっています。

3 調査期間

調査期間は、前月の給与締切日の翌日から、本月の給与締切日までの1ヶ月間です。

4 調査区分

区分	第一種事業所に係る調査	第二種事業所に係る調査
事業所規模	常用労働者30人以上	常用労働者5～29人
抽出方法	総務省統計局が行う経済センサスの結果をもとに、産業、事業所規模別に、所定の抽出率で無作為に抽出	経済センサスの調査区をもとに、毎勤第二種指定調査区を選定 次に、選定した指定調査区について5～29人規模の事業所名簿を作成し、産業別に、所定の抽出率で無作為に抽出
調査事業所数	約340事業所	210事業所
調査期間	原則3年間	原則18ヶ月間
調査対象交替	平成30年から：毎年1月に部分入替	3組に分け、6ヶ月ごとに1組（約70事業所）ずつローテーション方式で交替

5 調査事項の用語の説明

現金給与総額	賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が常用労働者に通貨で支払うもの。 労働者が負担すべき所得税、住民税、社会保険料等を含む。 退職金は含めない。 「現金給与総額」＝「きまって支給する給与」＋「特別に支払われた給与」								
<table border="1"> <tr> <td>きまって支給する給与</td> <td>労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のこと。基本給の他、業績給、家族手当、住宅手当、通勤手当、職務手当、超過勤務手当、休日出勤手当など。</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>所定内給与</td> <td>「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたもの。</td> </tr> <tr> <td>超過労働給与</td> <td>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のこと。残業手当、休日出勤手当、深夜手当など。</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	きまって支給する給与	労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のこと。基本給の他、業績給、家族手当、住宅手当、通勤手当、職務手当、超過勤務手当、休日出勤手当など。	<table border="1"> <tr> <td>所定内給与</td> <td>「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたもの。</td> </tr> <tr> <td>超過労働給与</td> <td>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のこと。残業手当、休日出勤手当、深夜手当など。</td> </tr> </table>	所定内給与	「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたもの。	超過労働給与	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のこと。残業手当、休日出勤手当、深夜手当など。		
きまって支給する給与	労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のこと。基本給の他、業績給、家族手当、住宅手当、通勤手当、職務手当、超過勤務手当、休日出勤手当など。								
<table border="1"> <tr> <td>所定内給与</td> <td>「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたもの。</td> </tr> <tr> <td>超過労働給与</td> <td>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のこと。残業手当、休日出勤手当、深夜手当など。</td> </tr> </table>	所定内給与	「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたもの。	超過労働給与	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のこと。残業手当、休日出勤手当、深夜手当など。					
所定内給与	「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたもの。								
超過労働給与	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のこと。残業手当、休日出勤手当、深夜手当など。								
特別に支払われた給与	次の給与のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・賞与 ・ベースアップが行われた場合の差額追給分 ・3ヶ月を超える期間で算定される給与 ・一時的突発的な事由により支給された給与 								
総実労働時間	調査期間中に、労働者が実際に労働した時間数のこと。 「総実労働時間」＝「所定内労働時間」＋「所定外労働時間」								

所定内労働時間	所定の労働時間帯において、実際に働いた労働時間数のこと。
所定外労働時間	所定の労働時間帯以外の、早出、残業、休日出勤等の労働時間数のこと。
出勤日数	調査期間中に、労働者が実際に出勤した日数のこと。 1時間でも就業すれば出勤日となる。
常用労働者	次のいずれかに該当する労働者のこと。 ・ 期間を定めずに雇われている者 ・ 1ヶ月以上の期間を定めて雇われている者 社長は含めない。役員、事業主の家族は、一般従業員と同じ給与規則・条件で給与の算定を受けている場合のみ含む。 派遣労働者は、雇用関係にある労働者派遣事業所の労働者となる。 「常用労働者」＝「一般労働者」＋「パートタイム労働者」
一般労働者	「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」でない労働者のこと。
パートタイム労働者	常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のこと。 ・ 当該事業所の一般の労働者と比べ、1日の所定労働時間が短い者 ・ 当該事業所の一般の労働者と比べ、1日の所定労働時間が同じで、1週の所定労働日数が少ない者
入職率・離職率	前月末労働者数に対する、調査期間中に入職・離職者数の割合のこと。 ただし、入職・離職者には、同一企業内での事業所間の異動も含む。

6 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査票の集計をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に対応するように復元して算定したものです。

7 指数の作成

この調査では、産業間、規模間における長期的な時系列比較を容易にすること目的として、特定の年（「基準年」という。現在の基準時は令和2年）の平均（「基準数値」という。）を100とする指数を作成しています。対前年比、対前年同月比は、この指数をもとに算定しています。

- ・ 名目指数（賃金指数、労働時間指数、常用労働指数）＝各月の調査結果の実数÷基準数値×100
- ・ 実質賃金指数＝名目賃金指数÷福井市の消費者物価指数×100
- ・ 対前年同月比＝（当月の指数÷前年同月の指数－1）×100

令和4年1月分調査結果公表時点で基準年を平成27年から令和2年に更新し、過去に遡って指数を改訂しました。ただし、過去の増減率は改訂していないため、改訂後の指数で計算したものと一致しないことがあります。

8 抽出替えと調査結果の接続方法について

第一種事業所については、経済センサスの結果をもとに、原則約3年ごとに調査対象事業所の総入れ替えを行っていましたが、毎年1月分調査時に部分入替を行う方式に変更されました。直近では、令和4年1月に、平成28年に行われた経済センサス活動調査の結果をもとに、抽出替えを行っています。

賃金・労働時間指数とその増減率は、総入れ替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂は行いません。常用雇用指数とその増減率は、労働者推計のベンチマークが令和4年1月分調査で更新されたことに伴い、過去に遡って改訂しています。

9 利用上の注意

- （1）鉱業、採石業、砂利採取業については、福井県では調査、集計を行っていません。
- （2）製造業および医療、福祉中分類にも単独では表章していない産業がありますが、一括分およびそれぞれの業の計に含めて表章しています。
 - ・ E（製造業）一括分1 木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙、ゴム製品、鉄鋼業、非鉄金属製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具
 - ・ P（医療、福祉）一括分 保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業

- (3) 指数、対前年（同月）比は、調査対象事業所の抽出替え等にもなって、今後改訂されることがあります。
- (4) 実数値については改訂を行いません。そのため、公表されている対前年比および対前年同月比（指数によって算出）は、実数から計算した増減率とは必ずしも一致しません。時系列比較をする際は注意が必要です。
- (5) 各項目ごとに小数点以下1位または2位を四捨五入したため、個々の数値を合算して得た数値とは必ずしも一致しません。
- (6) 当月又は前年同月の実数のどちらかが0の場合、対前年同月増減率は0.0%と表記しています。
- (7) この報告書において、符号の用法は次のとおりです。
「-」該当なし
「×」調査客体が少なく公表できない
「△」減少
- (8) 調査対象事業所の入れ替えを、規模5～29人区分で半年ごと（毎年1、7月）に1/3ずつ、規模30人以上区分で平成31年1月、令和2年1月に1/2ずつ行っており、対前年同月比に影響を及ぼす場合があります。

1.0 新産業分類への移行について

日本標準産業分類が平成19年11月に改訂されたことに伴い、平成22年1月分結果から新産業分類に基づく集計結果を公表しています。そのため、平成21年以前の結果との接続は、常用労働者の変動が新・旧間で一定以内に収まる産業について行っています。（別表1）。

別表1 新・旧産業分類(大分類)接続対応表

新産業分類H22.1～		旧産業との接続	平成21年以前の表章産業(旧産業分類)
TL	調査産業計	○	TL 調査産業計
C	鉱業・採石業・砂利採取業	◎	D 鉱業
D	建設業	◎	E 建設業
E	製造業	◎	F 製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	◎	G 電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業	▲	H 情報通信業
H	運輸業・郵便業	▲	I 運輸業
I	卸売業・小売業	▲	J 卸売・小売業
J	金融業・保険業	◎	K 金融・保険業
K	不動産業・物品賃貸業	×	L 不動産業
L	学術研究・専門・技術サービス業	×	Q サービス業(他に分類されないもの)
M	宿泊業・飲食サービス業	×	M 飲食店・宿泊業
N	生活関連サービス業・娯楽業	×	Q サービス業(他に分類されないもの)
O	教育・学習支援業	▲	O 教育・学習支援業
P	医療・福祉	○	N 医療・福祉
Q	複合サービス事業	▲	P 複合サービス事業
R	サービス業(他に分類されないもの)	×	Q サービス業(他に分類されないもの)

接続する産業

- ◎: 完全に対応する産業
○: 常用労働者の変動が0.1%以内の対応
△: 常用労働者の変動が1.0%以内の対応
▲: 常用労働者の変動が3.0%以内の対応

接続しない産業

- [×: その他の対応]

1.1 調査結果の公表

調査結果については、5人以上、30人以上、5人～29人、30人～99人、100人以上の事業所規模区分ごとに集計しています。掲載していない区分の調査結果についても照会に応じます。